

平成 31 年度(平成 30 年分)から実施される主な税制改正

配偶者控除・配偶者特別控除の改正について

納税義務者(扶養する人)に所得制限が設けられました。納税義務者(扶養する人)の合計所得が900万円を超えると控除額が減額していき、1,000万円を超えた場合は配偶者控除および配偶者特別控除の適用対象外となります。

改正後の配偶者控除および配偶者特別控除の控除額一覧

	配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額 (給与所得のみの場合の納税義務者の給与収入額)				【参考】 配偶者の収入が 給与所得だけの 場合の配偶者給 与等の収入金額
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	1,000万円超 (1,220万円超)	
配偶者控除	38万円以下	33万円	22万円	11万円	-	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円	-	
配偶者特別控除	38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円	-	1,030,000円超 1,550,000円以下
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	-	1,550,000円超 1,600,000円以下
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	-	1,600,000円超 1,667,999円以下
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	-	1,667,999円超 1,751,999円以下
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	-	1,751,999円超 1,831,999円以下
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	-	1,831,999円超 1,903,999円以下
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	-	1,903,999円超 1,971,999円以下
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	-	1,971,999円超 2,015,999円以下
	123万円超	-	-	-	-	2,015,999円超

注意点

1. 今回の改正により、配偶者の合計所得金額が90万円(給与収入のみで155万円)までは、従来と同じ控除(所得税38万円、住民税33万円(給与収入のみで103万円))を受けられることとなりましたが、次の点に注意が必要となります。

◎配偶者控除の要件は、従来どおり合計所得金額38万円以下であり、変更ありません。

◎1年間の合計所得金額が35万円(給与収入で100万円)を超えた時点で、配偶者の方も市・都民税の課税対象となります。

◎扶養判定において、配偶者の方は、合計所得金額が38万円を超えた時点で、税法上の被扶養者ではなくなりますので、以下の算定対象から外れることとなります。

- ・納税義務者(扶養する人)の非課税判定の際に用いられる扶養人数
- ・配偶者の方の障害者控除

◎配偶者以外の親族に関する扶養控除は従来どおりです。

(前年の所得金額が38万円以下を条件としています。)

2. 控除対象配偶者の定義を改め、改正前の「控除対象配偶者」に該当するものは、「同一生計配偶者」と名称を変更することとされました。

納税義務者(扶養する人)の合計所得金額が1,000万円超で配偶者の合計所得金額が38万円以下の場合、配偶者控除の適用はありませんが、「同一生計配偶者」として扶養の人数や障害者控除をとることができます。

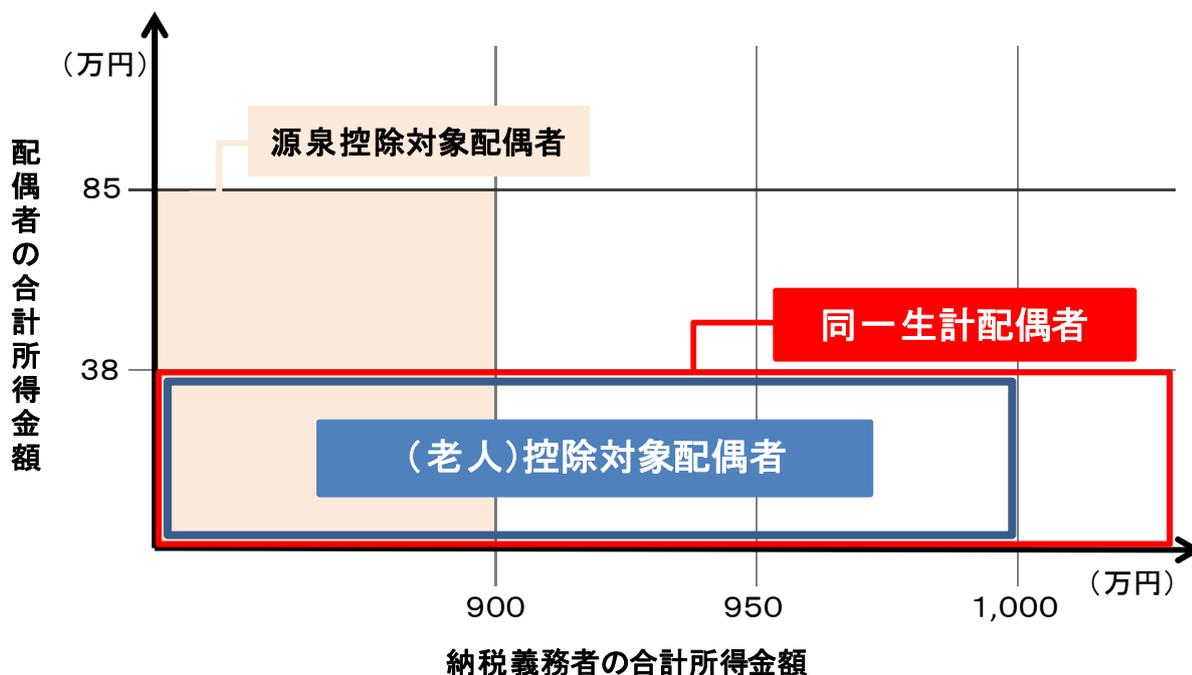
<改正前>

控除対象配偶者	納税義務者の合計所得金額 ⇒無制限 配偶者の合計所得金額 ⇒38万円以下
配偶者特別控除の対象者	納税義務者の合計所得金額 ⇒1,000万円以下 配偶者の合計所得金額 ⇒38万円超76万円未満



<改正後>

同一生計配偶者	納税義務者の合計所得金額 ⇒無制限 配偶者の合計所得金額 ⇒38万円以下
控除対象配偶者	納税義務者の合計所得金額 ⇒ <u>1,000万円以下</u> 配偶者の合計所得金額 ⇒38万円以下
配偶者特別控除の対象者	納税義務者の合計所得金額 ⇒1,000万円以下 配偶者の合計所得金額 ⇒ <u>38万円超123万円</u>



注：上図の対象となる配偶者は、納税義務者(扶養者)と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者を除きます。)に限ります。

注：控除対象配偶者のうち年齢70歳以上の配偶者は老人控除対象配偶者となります。